

猫の持ち込み(引取申請)を考えている方へ

道立保健所では、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動愛法）に基づき、拾得者（逃げ出した飼い猫を保護した場合）または所有者（終生飼養が原則であるため相当の理由のある場合に限る）から猫の引取りを行っています。また、各振興局環境生活課では病気やケガをして保護の必要のある猫を保護しています。

飼い主が放棄した猫や保護した猫で元の飼い主が現れなかった猫については、新しい飼い主をさがすなどボランティア団体等とも協力して殺処分を減らすべく日々努力していますが、エサやりを含む不適切な飼養や、処分目的の持ち込みが無くならないままでは、その努力にも限界があります。

持ち込む前に保健所・振興局環境生活課にご相談ください

○ 外にいる猫を捕獲して持ち込みはしないでください

誰かの飼い猫かもしれません。飼い主の気持ちになってください。
ただし、飼い主の方も他者に迷惑をかけない責任があります。
(北海道の条例では猫は室内飼育に努めることとしています。)



○ 野良猫の捕獲や持ち込みはしないでください

野良猫を減らすための安易な捕獲や殺処分は一時しのぎでしかありません。
主のいなくなった「なわばり」に他の野良猫がやってくるだけです。
猫たちが集まる原因となるゴミの不始末やエサやりといった原因を地域ぐるみで改善し、飼い猫（室内飼養）として受け入れたり、地域猫として避妊去勢などでコントロールし、動物愛護に配慮しながら徐々に減らしていくべきと考えます。

○ 産まれたばかりの子猫を持ち込まないでください

子猫は母猫なしでは飼育が困難で簡単に死んでしまいます。
また母猫は子猫がいなくなると、すぐに妊娠可能となり、再び出産し、野良猫の減少にもつながりません。離乳後であれば子猫たちは飼い猫にできる可能性があります。

○ エサを与えていた猫やその子猫は持ち込まないでください

エサがあれば、猫たちは集まり、そして子を産みます。
外にいる猫がかわいそうと思っても、エサを与えるのはやめましょう。
かわいそうな猫たちを増やすだけで、周囲の人たちも迷惑します。

引取りを拒否させていただく場合があります

引取りを求める相応の理由が無い場合は、動愛法に基づき引取りを拒否させていただきます。（動愛法35条、動愛法施行規則第21条の2、3）

また、許可を得ていない檻等による捕獲は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」「動愛法」違反となる場合があるため、引取りを拒否させていただきます場合があります。

お問い合わせ先

- ・ 稚内保健所 生活衛生課 0162-33-3707
- ・ 宗谷総合振興局 環境生活課 自然環境係 0162-33-2922